

# 資料編





## 資料編

## 1 計画策定の経緯

年月日	項目	内容
令和3年2月12日～ 令和3年3月10日	守谷市健康づくりに関するアンケート調査	<ul style="list-style-type: none"> <li>・対象者：20歳以上の市民（3,000名）</li> <li>・小学6年生</li> <li>・中学2年生</li> </ul>
令和3年5月18日	第1回 守谷市保健福祉審議会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保健福祉審議会会長・副会長の選出について</li> <li>・各種委員の選出について</li> <li>・分科会の設置について</li> </ul>
令和3年7月21日	第2回 守谷市保健福祉審議会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域自立支援協議会開催報告等</li> </ul>
令和3年9月27日	第1回 守谷市保健福祉審議会健康づくり分科会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・守谷市保健福祉審議会健康づくり分科会長の選出について</li> <li>・第二次健康もりや21計画令和2年度取組状況について</li> <li>・いのちを支える守谷市自殺対策計画令和2年度取組状況について</li> <li>・第三次健康もりや21計画（素案）について</li> </ul>
令和3年10月13日 （書面会議）	第3回 守谷市保健福祉審議会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第三次健康もりや21計画（案）について</li> </ul>
令和3年11月16日～ 令和3年12月16日	パブリックコメントの実施	
令和4年1月19日	第4回 守谷市保健福祉審議会	
令和4年3月23日	第5回 守谷市保健福祉審議会	



## 2 守谷市保健福祉審議会条例

平成 10 年 3 月 23 日

条例第 6 号

### (設置)

第 1 条 保健福祉行政の円滑な運営を図るため守谷市保健福祉審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

### (所掌事務)

第 2 条 審議会は、市長の諮問等に応じ、保健福祉に関する事業の推進を図るため、次の各号に関する事項について調査審議し、市長に意見を答申し、又は助言する。

- (1) 保健福祉事業・介護保険事業に係る計画及び施策に関する事項
- (2) 保健福祉サービス・介護保険サービスの推進及び見直しに関する事項
- (3) 子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）第 77 条第 1 項各号に掲げる事項
- (4) その他市長が必要と認める事項

### (組織)

第 3 条 審議会は、委員 24 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 保健団体代表
- (2) 福祉団体代表
- (3) 市民生委員児童委員協議会代表
- (4) 福祉施設代表
- (5) 守谷市私立幼稚園連合会代表
- (6) 守谷市 PTA 連絡協議会代表
- (7) 子育て支援団体代表
- (8) 学識経験者
- (9) 市の住民
- (10) 行政機関代表

### (任期)

第 4 条 委員の任期は、3 年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。ただし、2 回を限度とする。

### (会長及び副会長)

第 5 条 審議会には、会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

## (会議)

第6条 審議会は、会長が必要に応じて招集し、会長が議長となる。

2 審議会は、委員の半数以上の出席がなければ開くことはできない。

## (関係者の出席)

第7条 審議会は、審議のため必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見若しくは説明を聴くことができる。

## (庶務)

第8条 審議会の庶務は、保健福祉部社会福祉課において処理する。

## (委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

## 附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 第4条第1項の規定にかかわらず、守谷市保健福祉審議会条例の一部を改正する条例（平成25年守谷市条例第18号）による改正後の守谷市保健福祉審議会条例の規定により初めて委嘱される委員の任期は、平成27年3月31日までとする。

### 3 守谷市保健福祉審議会委員名簿

(敬称略)

番号	氏名	区分	役職	備考
1	埜本 朋子	保健団体代表	守谷市母子保健推進員会役員	
2	萩原 和子	保健団体代表	守谷市食生活改善推進員協議会副会長	
3	椿 歩	福祉団体代表	守谷市障がい児父母の会会員	
4	小田 佳史	福祉団体代表	守谷市障がい福祉サービス事業所連絡協議会会長	
5	飯塚 一男	福祉団体代表	明星クラブ会長	
6	吉田 久子	福祉団体代表	守谷市ボランティア協会役員	
7	横張 克博	福祉団体代表	社会福祉法人守谷市社会福祉協議会理事	
8	田上 弘	民生委員・児童委員協議会代表	守谷市民生委員児童委員連合協議会役員	
9	田中 朋知	福祉施設代表	特別養護老人ホームやまゆりの郷施設長	
10	新田 友美恵	福祉施設代表	社会福祉法人筑桜会相談支援事業所さくら	
11	松山 圭一郎	福祉施設代表	社会法人山ゆり会法人本部長	
12	寺田 秀子	私立幼稚園連合会代表	守谷ひばり幼稚園園長	
13	豊谷 秀貴	P T A連絡協議会代表	大野小学校 P T A 会長	
14	大川 絵梨子	子育て支援団体代表	母親サークルわかば会員	
15	竹内 公一	学識経験者	千葉大学医学部附属病院特任准教授	会長
16	塩澤 史隆	学識経験者	カリオクリニック院長	
17	清水 宏眞	学識経験者		
18	橋爪 祐美	学識経験者	筑波大学医学医療系准教授	副会長
19	小池 義寿	学識経験者	守谷市小中学校長会会長（守谷中学校校長）	
20	小川 章子	市の住民	一般公募	
21	中山 隆義	市の住民	一般公募	
22	飯村 敏雄	市の住民	一般公募	
23	金沢 隆光	行政機関代表	県南県民センター県民福祉課地域福祉室長	
24	加藤 律子	行政機関代表	竜ヶ崎保健所 地域保健推進室長	

(任期：令和3年4月1日～令和6年3月31日)

## 4 守谷市保健福祉審議会分科会設置に関する内規

平成 27 年 5 月 20 日決定

平成 28 年 11 月 17 日提出

### 1. 分科会の設置について

守谷市保健福祉審議会条例に分科会の設置についての規定はありませんが、同条例第 9 条の委任事項に審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定めるとの規定があり、平成 27 年 5 月 20 日の審議会において分科会設置を決定する。

### 2. 分科会の設置目的について

保健福祉審議会においては、所掌事務の増加に伴い委員数の増などの対応を講じていますが、より効果的に協議を行うために各分野に分科会を設置し、調査協議を行った後に審議会で審議を行う運営方法とする。

### 3. 分科会の構成および所管課について

分科会は、「子ども・子育て分科会」、「地域包括ケアシステム分科会」、「健康づくり分科会」、「福祉サービスの質の評価分科会」、「障がい者福祉分科会」の 5 分科会で構成する。

また、分科会の所管課については、子ども・子育て分科会が児童福祉課、地域包括ケア分科会（障がい福祉を含む）が介護福祉課、健康づくり分科会が保健センター、福祉サービスの質の評価分科会及び障がい者福祉分科会が社会福祉課とする。

### 4. 分科会長について

分科会には、分科会長を置き、委員の互選により定めるものとする。

### 5. 分科会の招集について

分科会の招集は、分科会長の了解を得て分科会の所管課が招集するものとする。

### 6. 分科会の設置期間について

現委員任期と同じく令和 6 年 3 月 31 日までとする。

### 7. 分科会出席に伴う委員報酬等の扱いについて

分科会の出席に伴う保健福祉審議会委員の報酬等の扱いは、委員 1 人 1 日当たり謝金 2,000 円とし、費用弁償（交通費）分を加算した金額を支払うものとする。

### 8. 委員以外の出席について

協議内容に必要な情報や意見を求めるために、保健福祉審議会委員以外の方の分科会への出席を認めるものとする。

## 5 守谷市保健福祉審議会分科会委員名簿

(敬称略)

番号	氏名	役職	備考
1	埜本 朋子	守谷市母子保健推進員会役員	
2	萩原 和子	守谷市食生活改善推進員協議会副会長	
3	飯塚 一男	明星クラブ会長	
4	塩澤 史隆	カリオクリニック院長	会長
5	小川 章子	一般公募	
6	金沢 隆光	県南県民センター県民福祉課 地域福祉室長	

(任期：令和3年4月1日～令和6年3月31日)



---

第三次 健康もりや 21 計画

令和4年3月



発行 守谷市

編集 守谷市 保健福祉部 保健センター  
〒302-0109

守谷市本町 631 番地の1

TEL : 0297-48-6000 FAX : 0297-48-6319

---

